

鹿児島県体操協会表彰規定

第1条 鹿児島県体操協会に功績のあった者の表彰は次の三賞とする。

(1) 功労賞 (2) 優秀指導者賞 (3) 優秀選手賞

ただし、特殊の事情のある場合は、常任理事会を経て特別の賞を贈ることができる。

第2条 三賞受賞者は、常任理事会の承認を経て会長が決定する。

第3条 功労賞は、長年にわたり鹿児島県体操協会の発展に尽力し、功績のあった者または本協会に著しく貢献し功績のあった者を表彰する。

第4条 功労賞の対象者は、1回のみを受賞とする。

第5条 優秀指導者賞は、優秀選手賞の基準に準ずる。ただし、1回のみを受賞とする。

第6条 優秀選手賞は、毎年度、次の大会成績の基準により表彰する。

1 大会の基準

- | | |
|---------|--|
| ア 九州大会 | 九州小学生大会 九州中学校大会 九州高校総体
九州国体ブロック大会 九州選手権大会 九州学生選手権大会 |
| イ 西日本大会 | 西日本ジュニア体操選手権大会 かささぎ杯
西日本学生体操・新体操選手権大会 |
| ウ 全国大会 | 全国中学大会 全国高校総体 国民体育大会
全国高校選抜大会 全日本選手権大会 |
| エ その他 | 表彰に該当するその他の大会 |

2 成績の基準

- ア 九州大会は、団体・個人・種目別ともに1位のみを表彰する。
- イ 西日本大会は、団体・個人・種目別ともに3位まで表彰する。
- ウ 全国大会は、団体・個人・種目別ともに6位まで表彰する。
- エ その他の大会については、常任理事会の承認を得て、会長が決定する。

第7条 表彰は、下記により行う。

(1) 表彰状の授与 (2) その他

第8条 表彰の時期は、原則として県総合選手権の時に表彰する。

附 則 平成12年4月1日 施行
平成25年4月19日 改正